

もうすぐ七夕。

「日本語が上手になりますように」と
願いを込めた学生も大勢いることでしょう。

◆ 法務省から丁寧な回答が届きました。

前回のニュースレターで事務局のまとめた回答を皆様にお送りしました。法務省の高竿補佐官にその内容の確認をお願いしたところ、大変丁寧に加筆・修正してくださいました。以下には前回本文に書いた内容の修正版を掲載いたします。

<講演「留学生の入国・在留の状況について」>

講師 法務省入国管理局入国在留課 高竿 正人 補佐官

質問：在留資格認定が出にくくなった、中には半分ぐらい出なかった学校があるというような話を耳にするが、基準が厳しくなっているのか。基準が厳しくなっているとしたら、申請者のどのようなことに起因しているのか知りたい。

<回答>基準を見直してはいないので、資格認定がされない要因も従来と同様である。また、東京だけが厳しいわけでもなく、在留資格認定の数もほぼ横ばいである。ただ、経費支弁については厳しく審査を行っている。

質問：学校側としては基準に達していると思っても、不交付になってしまう場合もあるため、具体的な事例を交えて不交付になる理由を説明していただけるとありがたい。

<回答>書類が提出されていても、信憑性のない提出書類があると、不交付となる。たとえば、銀行の残高証明書と出入金明細書の金額に整合性がない場合、預金残高については数字と英字の内容が一致しない場合、銀行や公的機関が発行する文書に通常想定されない記載ミスがある場合等のほか、資産形成過程説明において、貸した金が返ってきた、車を売ったなど当該過程の立証と評価できない場合がある。

質問：以前より在留資格認定申請の審査に時間がかかるようになったと感じている学校が多いが、どうして時間がかかるのか。

<回答>在留資格認定証明書交付申請件数の増加に加え、不法残留者の増加といった問題に対応するため、慎重な審査が必要な状況にあることから、審査に時間を要している。

全ての質問とその回答についても丁寧に加筆・修正してくださいました。法務省の丁寧な対応を、私たちに対する期待と受け止め、何事にもまじめに取り組んでいかなければと感じました。添付いたしますので、今後の在留資格関連業務に是非お役立てください。

【添付資料 1】

2018年7月5日
全国専門学校日本語教育協会
ニュースレター担当